

# 保健予防課【資料4】

## 新型コロナウイルス感染症に対応した「帰国者・接触者相談センター」について

### 1 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症について、市民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、令和2年2月5日、感染が疑われるかたの受診の調整等を行う「帰国者・接触者相談センター」を青森市保健所内に設置。

#### 青森市「帰国者・接触者相談センター」

場 所	青森市保健所（青森市佃二丁目19-13）
連絡先	017-765-5280

〈役割〉

- ・感染が疑われるかたの相談を受け受診の調整を行う。
- ・感染が疑われる患者の要件に該当しないかたへ、適切な情報を伝え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。
- ・感染が疑われる場合は、まずは「帰国者・接触者相談センター」へ連絡いただくよう市民へ周知する。

### 2 市民への周知内容

新型コロナウイルス感染症について

- 「帰国者・接触者相談センター」を青森市保健所に設置しました。

場 所	青森市保健所（青森市佃二丁目19-13）
連絡先	017-765-5280

次のような症状がある場合、医療機関を受診する前に、まずは「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。

- ・発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）があつて、新型コロナウイルス感染症であることが確定したかたと濃厚接触歴があるかた
- ・37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していた方、また、その方と濃厚接触されたかた

- 予防について

感染症予防のためには、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒などの基本的な感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

### 3 周知方法

市ホームページ、市フェイスブック、市メールマガジン